



耕作放棄地

農業・農村の 振興について

池田 元 議員

問：①有害鳥獣被害対策として、イノシシの生態、習性を知る講演会も開催されるなか、本市の被害対策予算の執行状況はどうか。

年々増加する耕作放棄地対策として「ふるさと水と土の保全基金」を活用し、草刈作業に補助できないか。

②未舗装農道の整備計画について昨年も質問し、整備計画を策定するとの答弁であったが、策定状況はどうか。

また路線ごとに、転作の定着等を勘案するとしているが、今年度の状況はどうか。

答：①本年3月に策定した「三原市鳥獣被害防止計画」に従ってイノシシの駆除対策・防護対策を推進している。防護柵・大規模柵・箱わな・駆除費補助で46%となっている。

「ふるさと水と土の保全基金」は、その利息を活用しての土地改良施設の保全が目的であり、

草刈りに対しての補助は今後検討していく。

②農道の舗装整備計画は、各路線ごとに、農地の集積や転作物の定着状況等を勘案し、補助事業を取り入れ実施する。

「市役所は市民の役に 立つ所」であるために

桧山 幸三 議員

問：市が区画整理し、販売した土地を購入した人が、隣地との境界が折り合わず市に相談したところ「民と民の問題なのでお互いで解決してほしい」「市には行政責任はない」との事である。売り手としての責任はないのか。開発主体者としての責任はどうか。善良な市民がトラブルに巻き込まれて難渋している。行政として「安心・安全なまちづくり」のためにも、誠実な対応をすべきではないか。

答：区画整理に関する土地について、市は売主としての責任は当然のこととし、他の公共事業や施策の実施に当たり住民への説明と合意形成なくしてすべて

の事業は成し得ないと心得、誠心誠意職務に努めているところである。

本件は、事業完成後における隣地者の境界に対する思い込みによるもので、弁護士等専門的な見地からも協議の結果、解決している。今後とも十分な注意と配慮をもって対応していく。

ペアシティ跡地 活用について

桧山 幸三 議員

問：東館の跡地活用にあたり、各界の幅広い合意形成を図るとあるが、その具体策はどうか。

契約違反の場合、売買契約の解除に加え、損害賠償的なペナルティも折り込むべきでないか。

また、暫定的な市民開放よりも早く事業予定者を決定し、事業完成をめざし、一日も早く賑わいを取り戻すのが第一だと考えるがどうか。

プロポーザルの審査・決定は公開か非公開か。また、審査のメンバーはどういう人達か。

答：議会をはじめ、市民公募を含む「三原駅前活性化検討会議」や市のホームページ、広報等により広く意見を聞きながら合意形成を図っていく。契約違反等は土地売買契約書に損害賠償も明記する。

一日も早い利活用については、設計や建築確認等諸手続きに2年程度は要し、その間の暫定活用を考えている。審査は原則公開とし、メンバーは専門の建築士・会計士・大学関係者と市民代表等を考えている。



市役所に設置の消毒用スプレー

新型インフルエンザ 対策は

中西 正信 議員

問：全国的に感染が広がる傾向にあり、多くの市民は恐怖と不安をいただいている。市民の生命を守るため、予防・防止対策を告知すべきと考える。

- ①本市の感染状況は。
- ②市民に啓発チラシの発行は。
- ③病院のベッド、人工呼吸器等の備えは十分か。
- ④保育所・幼稚園・小・中学校で流行時に学級、学校閉鎖の基準はあるのか。

答：①保健所に届け出のあった児童・生徒数は、9月7日現在128名となっている。

②9月中に啓発チラシを全戸配布する。

③市内の病院で約1,300床の一般病床と、約40台の人工呼吸器を保有している。不足の場合は、医療機関・医師会・保健所などと連携し対応する。

④一定の基準は設けていないが、校長と校医とが総合的に検討し教育委員会が決定する。

むくもとみたち 椋本三太刀線 接続道の進捗は

中西 正信 議員

問：平成20年度末、まちづくり事業として、新本郷駅と南北通路が完成し、市民は大変喜んでいる。しかし駅へのアクセス、西からの入口となる椋本三太刀線の工事の動きが一向に見えない。そこで尋ねる。

- ①計画内の土地買収、また家屋の立ち退きは。
- ②椋本三太刀線の着工の見通しと完成時期は。

答：①用地取得や家屋移転補償については、「公共用地先行取得制度」を活用し、完了している。

②工事の見通しについて「広島県道路整備計画2008」において、本年度までに完成する区間として位置付けられている。しかし社会経済情勢等が大きく変化しており、県から完成時期については示されておらず、22年度の完成については流動的である。「まちづくり事業」と一体的に整備することにより効果

が得られるので、引き続き県へ働きかける。

非常勤職員の 任用について

政平 智春 議員

問：本市でも非常勤職員を雇用している。この職員の契約は1年更新であり、更新回数は2回、任期は3年が限度となっている。

近隣他都市では、更新回数の制限は設けていない。その理由は、経験を生かすことが優先されているようだ。本市においても、規定を見直してはどうか。

答：非常勤一般職の任用については、労働基準法や地方公共団体の一般職員の任期付き職員の採用に関する法律等の趣旨に照らし、規定している。

更新回数を弾力的にすると、特定の人により職が継続される利点もあるが、多くの市民の雇用機会を奪うことにつながりかねない考える。

行政運営における民間活力の導入、公・民の役割分担等の見直しなどを踏まえ、定員の適正化を図りつつ、今後も適正な任用に努めたい。

教職員の健康管理は

政平 智春 議員

問：教育委員会の調査では、8月15日現在、市内の学校で、10校11人が病気休職、また、病気休暇取得者が4人となっている。

市内小・中学校の教職員572人のうち、118人が月に100時間を超える時間外勤務を行って

いる。

健康管理はどのようにしているのか。

答：教職員が勤務に対し多忙感を持っていることは承知しており、課題と考えている。

校務運営にあたって、一部の教員に負担がかかることのないよう、分掌業務の平均化や効率化を指導してきた。

昨年度から全校に保健管理医を委嘱し、面接指導を受けられるシステムを導入。また「定期的な定時退校日の設定や励行」「部活動の休養日の確保」などを校長に指導している。引き続き、在校時間の縮減等の改善に取り組んでいく。

新しいまちづくりへ 更なる市民参加を

岡崎 敏彦 議員

問：今年は、長期総合計画の後期計画を策定する大切な年だ。主権者である市民が市政に参加する機会を保障する制度・仕組みづくりを具体的に取り組むべきと考えるがどうか。

また、市民協働のまちづくり推進計画にもふれている「自治基本条例」の制定について、改めて見解を求める。

併せて、長期総合計画に基づく施策や基本計画事業の検証を行う外部の行政評価システムを確立すべきと考えるが、市長の所見を聞きたい。

答：市政懇談会や「市民の声」などの施策の充実、協働事業提案制度の導入、パブリックコメント制度の周知など年次計画を踏まえ、段階的かつ効果的に推進する。

自治基本条例は、市民自治の実現に多くのメリットがあるが、本市は市民協働の取り組みを本格化させたいばかりであり、将来的な制定も視野に入れながら、市民協働における具体の実践例を積み重ねていく。

行政評価の手法の導入や満足度調査の実施など、外部意見を採り入れるための方策の必要性を感じている。

くい市民病院は どうなるのか

岡崎 敏彦 議員

問：「三原市北部地域における良質で安定的かつ継続的な医療拠点の確保」をスローガンに、公立世羅中央病院との再編・統合が言われているが、具体的にはどうなるのか。

この4月から、常勤医は院長一人であとは非常勤で対応、病床も25床に減り、加えて元常勤内科医が近隣で開業と、取り巻く環境は極めて厳しい。安心して医療が受けられる将来像を、地域に明示すべきだがどうか。

答：本市北部地域と世羅町を一体とした地域と捉え、限られた医療資源を有効に活用し、地域での効率的な医療提供体制を維持するために、くに市民病院を無床の診療所とし、病床は世羅中央病院へ集約、地域における救急医療などの強化を図る。

また、くい市民病院は地域のかかりつけ医としての機能を強化するため、外来診療や在宅診療の充実を図り、今以上の医療が提供できる体制を確保するよう、協議を重ねている。協議内容については、近々、地域住民に説明をする予定である。

新庁舎建設計画は 用地取得も白紙に

寺田 元子 議員

問：64億円費やす新庁舎建設計画は市民の賛同が得られておらず、未だに新庁舎建設基本構想すらできていないなか、平成26年度完成は不可能な現状にあるが、建設用地は23年度に取得しようとしている。「将来の有益な土地だ」などと漠然とした財産取得に市民の税金を使うことなど断じて許されるものではない。用地取得もきっぱり白紙に戻すべきではないか。

答：新庁舎建設計画は、新市建設計画の共通事業として位置づけられ、長期総合計画にも盛り込み、議会から建設に向けて一定の方針が示されている。しかし、学校施設の耐震化等、最優先すべき課題が生じた。

今後は、優先順位を見極めながら、中・長期の財政見通しを適時ローリングする中で慎重な検討が必要だ。

用地は、市街地で他に求める事のできない広大な一団地であり、本市の将来にとって有用と思われることから、取得したい。

